

令和7年度第1回
日野市総合教育会議

議事録

日野市企画部企画経営課

令和7年度第1回日野市総合教育会議議事録

○日時

令和7年10月7日(火)17時55分～18時50分

○場所

市役所4階庁議室

○出席者

市長 古賀 壮志
教育長 白石 高士
教育長職務代理者 高木 健夫
教育委員 真野 広
教育委員 正留 久巳
教育委員 岩下 優美子

○教育委員会事務局出席者

中田教育部長、坪田教育指導課主幹

○市長部局出席者

青木副市長、岡田企画部長

○教育委員会事務局

釜堀庶務課長、前田統括指導主事、岸本庶務課庶務係長

○事務局

西山企画経営課長、馬場企画経営課副主幹、東瀬主任

○議事内容

別紙のとおり

○ 西山企画経営課長

総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4」に位置付けられた会議であり、大綱の策定に関する協議及び教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策等に関する協議並びに事務の調整を行うために会議を開催するものです。

なお、総合教育会議は、市長が招集する会議となっております。これより議事進行は市長によろしくお願い申し上げます。

○ 市長

ただいまから、令和7年度第1回日野市総合教育会議を開会いたします。

本日の案件は、次第のとおりでございます。次第に従い、開会にあたり一言あいさつ申し上げます。

私は本年4月に市長に就任させていただきました。早いもので半年が経過しようとしております。この間、市民の皆様や議会、関係者の方々とさまざまに対話を重ね、地域の課題や日野の魅力を実感する日々を過ごしてまいりました。

また、私が就任してから大きな仕事として、新たに白石教育長を議会に提案し、ご選任をいただいたこともよかったですかなと思っているところでございます。

近年は変化の激しい時代でございまして、産業構造の変化、物価高や環境課題など、私たちの暮らしや子どもたちを取り巻く環境も大きく変化をしてきております。こうした中、教育が果たす役割は、これからますます大きくなるものであろうと考えているところでございます。

この半年間、市内の学校や様々な子育ての現場地域での活動されている皆様方のもとに訪問をさせていただき、いろいろな生の声を伺ってまいりました。こうした現場の声をしっかりと受けとめることができる日野市並びに日野市教育委員会でありたいな、という決意を新たにしているところでございます。

本日、総合教育会議において、教育委員会の皆様が日々感じておられる課題意識や、ご提案、ご意見を真摯に受け止め、幅広い視点で丁寧な議論を重ねていきたいと考えております。

本日の会議につきましては、皆様方のご協力を心からお願い申し上げ、私からの初回のごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従いまして、議事を進行いたします。本日の会議は議題が2件ございます。

議題に入る前に、ここで1つご提案を申し上げます。司会進行につきましては、これまで市長が進行役を兼ねて発言を行ってまいりましたが、今回より、時間管理を含め会議を円滑に運営すること、また教育委員の皆様と市長が自由闊達に意見を交わせる場とすることを目的に、進行役を別に設けたいと考えております。進行役については、副市長にお願いしたいと考えておりますが、

皆様、ご了承いただけますでしょうか。

○ 教育長・教育委員一同

(「異議なし」の声あり)

○ 市長

ご異議がないようでございますので、そのように進行させていただきたいと思います。

○ 青木副市長

副市長の青木でございます。以降の進行につきまして、務めさせていただきます。会議の円滑な運営につきまして、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題1「総合教育大綱について」、市長より提案理由の説明をお願いします。

○ 市長

提案理由の説明の前に、総合教育大綱について、日野市の大綱を含めて事務局より説明いただいてもよろしいでしょうか。

○ 青木副市長

企画経営課長。

○ 西山企画経営課長

まず、総合教育大綱について、ご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、今後、地教行法と呼ばせていただきますが、その第1条の三第1項の規定に「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」とございます。

策定の主体は首長、内容としては、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とございます。

続いて、日野市の大綱についてです。

日野市の大綱について、簡単にご説明させていただきます。資料1をご覧ください。日野市総合教育大綱でございます。

テーマを「しあわせのタネを育てあう日野の学びと育ち」としてございます。これは、日野地域未来ビジョン2030で示している日野の未来像「しあわせのタネを育てあう日野」から、大綱が示す「教育、学術及び文化」をやさしい言葉で表現しているものです。

各項目は、日野市の学術及び文化に関する咲かせたい花についてまとめております。

前文には、この日野地域未来ビジョン2030の説明および大綱の考え方を簡単に提示しており

ます。

続いて、各項目についてです。

本文1には、ウェルビーイングと学びについて、本文2には、安心のための福祉的な支援について、本文3には、多様性とつながり、ふるさと日野について、本文4には、芸術やスポーツなど、さまざまな体験と自己表現について、本文5には、子どもの権利保障について示しております。

現在の日野市の大綱は、平成 28 年2月に策定された大綱を令和6年度の総合教育会議にて協議し、令和 7 年4月に改定されております。

最後に大綱の改定時期について、でございます。

法の規定はございませんが、法の主旨を鑑みると、市長の任期である4年が目安とされております。

以上でございます。

○ 市長

ただいまの説明を踏まえまして、提案理由を述べさせていただきます。

今回、ここでご提案させていただいた理由としては、先ほど事務局から説明があったとおり、総合教育大綱の在り方等を考えると、市長の任期で改定について協議していくことが望ましいとされております。

まず、結論としましては、私としては、大綱の改定は行わない形で進めていきたいと考えております。

今回、この議題を提案しましたのは、この考えについてご理解いただきたいとの主旨からでございます。改定を行わない理由について、ご説明させていただきます。

4 月より、任を務めさせていただいておりますが、私としては「日野地域未来ビジョン2030」を推進していくことを考えておりますし、その想いを踏まえて策定されている第4次学校教育基本構想においても同様でございます。

今回、白石教育長を選任した理由としましても、社会が急激な変化をもたらしている中で、日野市のこれらの構想に共感いただき、それを推進していただく方としてお願い申し上げたところでもございます。

また、私としましても、日野の教育は、市長部局、教育委員会部局が様々な課題に対して、協力してしていくものであると考えております。

市長の責務の中で、この大綱を尊重し、さまざまな課題を解決するための共通のビジョンとして、現在の大綱は機能していくことができると考えております。

今後の改定の時期についてですが、これから、この総合教育会議では、さまざまな課題を協議していくかと思います。その際、大綱を改定することで、より協力・協働していくこと、そういうたった必要性が感じられた際、改定については協議してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ 青木副市長

市長より提案理由の説明がございました。ご質問・ご意見等ございますか。
高木委員。

○ 高木教育長職務代理者

私から、意見といいますか、感想を述べさせていただきたいというふうに思います。
ただいま市長から教育大綱の改定は行わない。その理由として、「日野地域未来ビジョン2030」や「第4次日野市学校教育基本構想」を推進していきたい。そして、この大綱を尊重し、様々な課題を解決するための共通ビジョンとして、現在の大綱は機能していくことができる、との考えが示されました。

市長の説明を伺いました、私自身現教育大綱の策定に関わった者として理解もし、大変安心しました。多様な価値観や考え方がある中で、新市政のスタートに際して、同じ共通の基本認識のもとで日野市の課題解決を進められることに大変心強いと感じています。

私どもも一生懸命やっていきますので、よろしくお願ひいたします。
以上です。

○ 青木副市長

他にご意見ございますか。
真野委員。

○ 真野教育委員

一言申し上げたいと思います。
ただいま市長からこの大綱を尊重し、様々な課題を解決するための共通のビジョンとして、現在の大綱は機能していくことができる。

そのため、大綱の改定は行わない形で進めていきたいとの表明がありました。

私も大綱策定に関わった1人として全く賛同いたします。

また、前回の総合教育会議でも申し上げましたが、このせっかくできた大綱を広く市民の皆さんに届き、また共有していただくためにも、文章だけでなく、例えばデザインの力とか、或いはDXの力を借りて、例えば動画配信とか、様々な方法がありますが、いずれにしても、市民の皆さんに届くまた共有して、いただけるような、そういうことをぜひ推進をいただければなというふうに考えております。

私からは以上になります。

○ 青木副市長

他にございますか。
岩下委員お願ひいたします。

○ 岩下教育委員

私も先ほど市長がこの教育大綱で機能していけるというふうに評価されていることを聞き安堵しております。

改定に携わったものとして、改定の際に、日野市が大事にしているものが変わってないということを再認識したと私は考えております。

子どもたちを取り巻く環境をつくっていく私たち大人が、目指す姿をわかりやすくまとめており、子どもたち一人ひとりの力や思いを信じることが根底に流れている大綱になっていると思っております。

大綱は根本の方針を示すものであるので、今後の改定の時期についても市長のお考えに賛同いたします。

以上です。

○ 青木副市長

他にございますか。

正留委員お願ひいたします。

○ 正留教育委員

はい。市長の教育大綱に対する考え方、よくわかりました。私もこれをつくった策定メンバーの1人として、本当に安心いたしました。

それから、日野がずっと目指してきた、共生社会をつくっていくという根底に流れる流れもこの大綱には含まれていると思います。

今後もそれを実現していくために、様々な努力をしていきたいと思います。市長の方向を理解し、頑張っていきたいと思います。

以上です。

○ 青木副市長

他にはよろしいでしょうか。

ないようですので、それでは議題1につきましては市長の提案の通りということでさせていただきたいと思います。

続きまして議題2「いじめ防止に向けて」、教育委員会より説明をお願いいたします。

教育指導課主幹。

○ 坪田教育指導課主幹

先ほど机上の方にクリアファイルで閉じさせていただいた資料、「いじめ防止対策推進条例参考資料1」、それからその下、「児童生徒及び保護者アンケートの結果参考資料2」を添えており

ます。こちらは本日の資料の直接なものではございませんが、ご参考としてお取り扱いいただければと存じます。

それではお手元にある資料 2 に基づいてご説明を展開していきたいと思います。ページの右下のところにページ番号を振っておりますので、そこからのご案内とさせていただきます。

2 ページ目をご覧いただければと思います。

まず、テーマにつきましては、いじめの防止に向けて、という形で今日議題として諮らさせていただきます。

このテーマに沿いまして、まずこの本資料を使って、①いじめの状況、これは教育委員会の取り組みをご紹介させていただければと思っております。そのあと意見交換のテーマとしまして、教育委員会と市長部局が互いに協力連携したいじめの防止について、を 1)として市教育委員会の方から、そして 2)として市長からという形で、順次いじめの防止、いじめ対策またはいじめへの取り組みで感じていることについてそれぞれご意見をいただきながら、互いの連携で必要となる部分を共有し、今後の施策につなげていければと思っております。そのような流れで進められればと存じます。

3 ページ目をご覧いただければと思います。

こちらの出典元ということで右下のところに、「令和 5 年度の児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」ということで、文科省から出ているものを引用させていただいております。この全国におけるいじめの認知件数でございます。

左上の①、まず、いじめの認知件数でございます。

表の上に小学校、そして中学校へそれぞれ数値が出てございます。令和 4 年度は括弧で表示されているといったところでございます。令和 5 年度との 1 年間で小学校中学校それぞれですが、59 万件、12 万件という形で出ておりますが、前年度との比較としては、合計で 4 万 8300 人程度の増という数値が出ております。

このいじめの認知件数は、下の参考の 2 のいじめの認知発生件数の推移グラフを見ていただきたいのですが、平成 24 年、2012 年から様相が変わり始め、以降急増したという経緯がプロットされているところでございます。この背景としまして、いじめのとらえ方と対応の意識が変わった、それが 1 つの要因とされております。

「いじめ防止対策推進法」が制定されたのが平成 24 年といったところと、前年には中学生の事件が背景としてあった、ということがうかがえるようなところでございます。また、日野市においても同様にいじめの認知件数というものは増加しております。

続きまして、次のページをご覧いただければと思います。4 ページ目をご覧ください。

こちらは国が「いじめ防止対策推進法」を制定してから、期間が空いておりますが日野市でも令和 8 年の 4 月に「いじめ防止対策推進条例」を制定するべく今進めております。条例を制定する背景にはというところで 3 つ掲げさせていただいたわけですが、一番大きなポイントとしては中段の(2)、法的な根拠に基づいた運営、これを資するためにという理由が一番大きいところだと認識しております、今進めているところでございます。背景としましては(1)の、件数の増加、それ

から法的なところで、広く市民へ周知していくということで(3)、こういったものが付随していくといったところを表形式であらわしております。

5 ページ目をご覧いただければと思います。

条例を制定するにあたっては、検討委員会を立ち上げながら、1 年半程度関わって参りました。この検討委員会を立ち上げながら様々な議論をいただいて、今に至っているといったところでございます。

その下、(2)で触れさせていただきます。(2)に関しまして、条例に出てくる文言として「子ども」という文言が出て参ります。どんな形で出てくるのかというのは、先ほどのクリアファイルの条例のところの素案を見ていただければと思います。この条例上に出てくる子どもの対象範囲の部分ということで図式化させていただいたものでございます。

いじめ防止対策推進条例以外に、既存で条例として立っている代表の中で「子ども条例」、それから「日野市子どもオンブズパーソン条例」というものがございます。こちらでも子どもとして定義されていて、これとこれから建てるいじめ防止対策推進条例との、子どもの違いといったものを図式化させていただいたものでございます。

この図の中の一番左側下のところに、いじめ防止対策推進条例の理念、ここが及ぶ範囲の子どもといっている部分、それとその上の矢印の横棒で書いてある子ども条例、子どもオンブズ条例、この部分とイコールですよ、といったことをまず 1 つ言っているところでございます。

ただ一方で、いじめの防止対策推進条例で発動する調査といった部分がどの範囲なのかといったときに、この図の②で言っている児童等、日野市立小中学校という形で若干狭まって参りますよといったところでございます。この①と②ではみ出す横のところの真ん中の棒になっていくのですが、例えばといったところの中に、他市に通う私立の小中、または日野市で言うと都立高校、都立の高校生がどこで、このいじめの理念と、実施部隊でかみ合ってくるのかといったところの中で、ここに関しては、東京都が定める条例等でこのいじめの防止対策というものを実施していく、といったところでございます。

こういった関係性の中で理念は大きくとらえるのですが、実際調査という話になったときにそれに関わる部分というのは、②のところにスコープが若干狭まるといったところでございます。背景としてはあるのですが、基本的にはこの条例を立てながらすべての子どもたちをスコープの範囲としながら条例は立てていきたいといったところが理念と概念といったところで、定めております。

次のページをご覧いただければと思います。6 ページ目でございます。

ここは実際、今まで教育委員会が取り組んできたイメージというものを図式化したものでございます。

円の中央のところでございます。「未然防止早期発見」というサークルがあるかと思っておりますが、ここは今現在、各学校が意識・認識しながら実施しているといったところでございます。そのやや左上のところで、1 の①と条例だけでは不十分といったところでございますが、条例の中でも不十分という形ではありますが、先ほどの 1 の②の未然防止とか 1 の③の初期対応、初期段階の兆候察知という取り組みを実施させていただきながら、補完しているといったところでございま

す。この中で、実施部隊の中ではというところの具体例で申し上げますと、生活指導主任研修会の開催など、そういったところで早期発見、早期解決の重要性を各校に浸透させているといったところでございます。

また、中央左側、事が起きたときの重大事態はといったところでございます。この場合には、校内委員会が当たっていくといったところで、中心円に校内委員会を関係の方々を絵として載せております。その円のさらに左側に関しましては、外部専門機関といったところ、またその下側にはエールが据え置かれて、スクールソーシャルワーカー「SSW」であったり、心理相談、スクールカウンセラー「SC」であったりといったところが位置付けられております。

そして、その右下でございますが、地域の居場所といったところでは、今様々な形で「みらいく」、「児童館」、「ほっとも」、「公民館」という面々がサポートしていただいているといったところ。それからそのやや上、右側の上、相談支援機関等と言ったところでは、現在市長部局の皆様でも支援を充足させていただいているといったところでございます。この中で、例えば、みらいくにおきましては、居場所スペースのみならずというところで、「子どもなんでも相談」であったり、または「子どもオンブズパーソン」。こういったところで、居場所とか相談、また支援体制が充足に向かって進められているということが挙げられるかなというところでございます。

こんな形で教育委員会という1つの大きな私たちの目線で物事を書かせていただきましたが、市長部局の様々な支援をいただきながら、こういったいじめの対策といったところで現行でも今走っているといったところでご理解いただければと思っております。

2ページ目にお戻りいただければと思います。

以上ご説明して参りましたが、この後は委員皆様の意見交換に移って参りたいと思います。現状では、いじめの認知件数は増加しているといったところでございますが、このようにご説明申し上げてきた通りですね、教育委員会と市長部局が互いに協力、また連携し合いながらですね、いじめの防止に向けて取り組んでいるといった状況でございます。

この状況の中で、各委員の皆さんからご意見をいただきながら、今後の施策に本日はつなげさせていただければと存じますので、司会の副市長の方にお返しさせていただければと存じます。

よろしくお願ひいたします。

○ 青木副市長

それでは各委員から3、4分程度でご意見をいただければと思います。

高木委員お願いします。

○ 高木教育長職務代理者

なかなかいじめは難しい問題だというふうに思うんですけども、対策防止はですね。いじめとは、いじめ防止対策推進法によれば、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為。(インターネットを通じて行われるのを含む。)であって、当該行為の対象となった児童

等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。ちょっと文章が難しいですけれども、こういった定義になっているわけですが、いじめられた児童生徒の立場に立って、個々の言動等の行為がいじめに該当するのか否かの判断がされるということだと思います。

いじめ防止に向けて、学校教育の授業を初め、家庭等の多くの場面で各種の取り組みや認識の共有化が図られていますが、いじめがなかなかならないという状況、実態にあるのかなというふうに思います。

いじめ防止の対応の難しさは、いじめが先ほどの定義から言いますと、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうことであり、児童生徒の行為に常に他者への思いやりや、自分の言動が他者に与える影響への想像力が求められていることにあると考えております。

大人の世界でもいじめや各種のハラスメント等が横行し、広く顕在化している今日ですので、子どもたちの世界もその余波や影響を大きく受けていると感じております。いじめは社会全体の問題・課題ととらえ、解決解消の方策を検討し実施していく必要があります。

これまでいじめ防止に向けて多くの取り組みがなされてきております。幼少期、子どものときから発達の段階に応じて、みずから考え方行動体験しながら身につけていくことが大切と考えています。いじめの加害者にも被害者にもならない、ならせないための仕組みづくりが求められています。

昨年度から「第4次日野市学校教育基本構想」が始まりました。教育理念、「すべてのいのちがよろこびあふれる今と未来をつくっていく力」の実現に向けて、みんなで共有したい具体的な姿として、子供と大人の10+の姿が描かれていますが、みんなの姿の「インクルージョン(自分と他者の多様な個性を認め合い、みんなが安心して表現し、失敗を恐れず挑戦する姿)」ですとか、「対話・協働(自分たちで考え、語り合い学び合い、対立を乗り越え協働する姿)」、そして学校の姿として、「居場所・活躍(子供たち全員の居場所と活躍の機会を支える姿)」など、これから目指すべき姿が描かれております。

これらの姿を愚直に追い求めることがいじめ防止に大きな役割を果たすと考えております。

第4次日野市学校教育基本構想の推進とあわせ、いじめ防止に軸足を置いた具体的な施策や行動計画を皆で知恵を出し合い作り上げ、皆で共有化し、取り組みを進めることが大切だと思っております。

以上です。

○ 青木副市長

他にご意見はございますか。

真野委員お願いします。

○ 真野教育委員

私から初めに、先ほど参考資料で配られておりますが、アンケートの中に、5年後いじめのない

平和な学校、みんなが楽しく通えるそういう学校になっていると思いますか、という問い合わせがありまして、それに対して、なっている、なっているかな、が合わせて約 6 割近くの児童生徒がこの期待を持ってくれている、ということに私は明るい希望の光を感じるとともに、大人の 1 人として、その希望に何としてもこたえていきたいという思いを改めて強くさせていただきました。

そこで、いじめ防止条例を策定するにあたって、今一度、この機会を通して、いじめに対する認識、考え方を大人も子どもも共有する、そういう機会にしたいなと思い、2 点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

1 点目は、いじめのとらえ方をよりシンプルな言葉で発信していくことが大切ではないかなと感じています。といいますのは、いじめの防止に向けてという、以前いただいた資料の中に、いじめはなぜならないのか、という問い合わせに対して、いじめの定義などが明確になっていても、子どもたちにいじめだと認識されない可能性がある、という分析がありました。また、先ほどのアンケート結果にも、児童生徒は大人や先生に気楽に相談して傾聴・公平な対応を、求めていることがわかります。気楽に安心して相談できるためには、私は子どもも大人も一枚岩で、いじめのとらえ方をシンプルな言葉で共有をすることが必要ではないかなと感じています。例えば、いじめる側が「ここまで大丈夫だろう」とか、「相手は何々だから仕方がない」とか、いじめられる側にも原因があるなど、都合のいい考えが頭に浮かんでいないだろうか。一方、いじめられる側も、「自分は何々だからしようがない」とか、「自分は恥ずかしい人間」だとか、「自分はいじめられるような弱い人間なんだ」など、自分で勝手に諦めてしまっていないだろうか。またいじめに直接かかわらないけれども、周りにいる立場で、「あの人は何々だからしようがないよね」とか、「自分に火の粉が降りかかるないようにしておこう」とか、なかなかその正しい判断ができないために、いじめを見て見ぬふりをしているという人もいるのではないかと考えられます。

私はそこで大切なのは、「いじめられているあなたは全然どこも悪くないよ」「いじめている側が 100% 悪い」という、このシンプルなメッセージを届けていくことが大事ではないかなと私はそう感じました。そうすれば、子どもたちは安心をして、先生に相談をしたり、保護者に相談したり、いじめを見た人も大人に知らせるという一歩を、踏み出すことができるのではないかと思います。

2 点目は、どんなじめも断じて許さない、という強い意志を大人も子どもも持たねばならないということだと思います。

例えば、でありますか、そういう強い意志を表すために、いじめゼロ宣言都市、実質難しいことかもしれませんけれども、みんなが心を合わせるという意味ではそういうスローガンを定め、取り組んでもいいかな、こういうふうに思います。そのための 1 歩として、今更と思われるかもしれません、いじめは昔もあった、たいしたことはないとか、こんな時代だから仕方がないなどという鈍感な大人になってはいけないな、と感じています。あるいは、いじめと聞いて何となくまたか、という感じにならないだろうか。自分の戒めも含めて、そのような思いもしています。

また、いじめをしている子どもが、そんなつもりはなかった、という言葉を聞くこともあるかなと思います。私はそこに問題があり、相手の痛みがわからない、鈍感な心になってしまっている。その点でも、私は保護者の皆さん、自分の子どもがいじめをしていることに気が付いた場合には、

今こそ本気モードで真剣に対処していただきたいなと思っています。してはいけないことはどんなことがあってもしちゃいけないのだと、今こそはっきりと我が子にも教え、伝えていっていただきたい。こう思っております。

私からは以上です。

○ 青木副市長

他にご意見はございますか。

正留委員お願ひします。

○ 正留教育委員

いじめはなかなかならないし、大きな事件ともなってきているわけです。

いろんな取り組みやいろんな手だてがなされている中で、大人が果たすべき役割を今一度見ていく必要が私はあるのかなと思います。それは社会全体の大人にかかっている大きな責務ではないかというふうに思っております。

いじめは社会の大きな問題であり、子どもと大人の生き方や人としてのあり方が問われている喫緊の課題というふうにとらえるべきで、正義感を持ち、公正な判断力、行動力の資質の子どもたちへの育成は、子どもの育成に関わる大人の普段の姿勢のあり方が問われていると考えます。大変大きいものがあると思います。未来を担う大切な宝である子どもたちを、自他を尊重し、高い人権意識を持った人として育てていくことは、すべての大人が果たすべき役割であることを改めて認知していくことが大切ではなかろうかと考えます。

いじめの問題を社会に周知して、家庭、地域、学校がともに解決していく社会を形成していくことが極めて重要であると思います。例えば、学校はいじめ防止の未然防止、早期発見について様々な手だてをとっていますが、一層の改善を進め、子どもたち自身が考え行動することができるよう、一人ひとりの子どもが具体的な行動目標を持ち、実践できるよう、発達段階に応じた資質育成を示していく必要があると考えます。児童生徒がいじめ問題について考える主体的な活動を様々な視点を持ち、教育活動全体で推進していくことが大切であろうと思います。

また、早期発見、早期対応は極めて大事です。早期発見の策については、現状把握の課題を分析し、スピード感を持って改善を図り、実態把握に努める。また、早期対応は迅速的確な対応に繋がる組織のあり方を常に点検していく必要があると考えます。

第4次日野市学校教育基本構想で目指している、「すべてのいのちがよろこびあふれる今と未来をつくっていく力」の推進のために取り組んでいる様々な活動は、自他の尊重と子どもが考え向上することが学びの基本となっています。そして、個々の学びの進化に繋がります。

それぞれの学びの追求がいじめをしない、させない、許さない、の実践力の涵養に繋がっていくとも考えます。一人ひとりの子どもたちが自分の存在相手の存在を認め、豊かな人間関係をつくるよう皆が丁寧な努力をしていきたいと考えます。

以上です。

○ 青木副市長

他にご意見はございますか。

岩下委員お願いします。

○ 岩下教育委員

いじめ防止対策推進条例を定めることにより、関係者が共通の認識を持つことになり、日野市のいじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題調査委員会がいじめ防止対策推進法及び本条例に基づいたものになるということは望ましいことだと考えます。また、現在までに構築された支援機関、居場所等について、深く感謝申し上げます。

いじめという言葉がもたらすイメージについて、被害者と加害者側に大きな差があると感じています。場合によっては暴行罪、傷害罪、恐喝罪、強要罪、窃盗罪、器物破損罪、侮辱罪、名誉毀損罪など、明らかに罪となる事案が含まれているにもかかわらず、いじめという言葉でくくられている。そのことが軽い気持ちで行動することに繋がっているのではないか、と感じています。

道徳の授業で役割演技が取り入れられていますけれども、自分ごととしてのロールプレイの実施や、助けを求める方法、求めた場合の展開のシミュレーションなど、具体例をたくさん示して欲しいと思います。

また、事案発生時の聞き取りについても、半構造化面接という形をとっているかと思いますけれども、一対複数の場合、複数側の聞き取りは同日同時刻に事案発生から間を置かず行われるべきと考えます。形式的な謝罪の場ではなく、心身に負った傷を想像できて、心からの反省を持つて解決に至るといいなというふうに感じています。

そしていじめの予防についてですが、やはり相談しやすい環境づくりという点から、例えば 5 年生でカウンセラ一体験していると思うのですけれども、それを低学年化する。また、カウンセラーの常駐場所を保健室にするなどの工夫を期待します。また、教員の学級観察、学級運営の向上にも期待したいところです。

リーダーシップの 4 類型における、PM 型の「M 集団維持機能優勢型」が優位な方が、学級連帶性が高く学級不満が低いという研究があります。子どもたちの育ちを信じ、自分たちが心地よい学級づくりを行うことで、自分も他者も大事にする心の育成が進み予防に繋がるのではないかというふうに考えます。

以上です。

○ 青木副市長

他にご意見はございますか。

教育長お願いします。

○ 白石教育長

教育長です。

非常に難しい問題で今皆さんのご意見を聞いていて、「そうだなあ」「そうだそれもいいなあ」とかいいろいろ思いました。人間が育っていく、学んでいくという成長発達過程を考えると、一番大事なのは何かと関わったり、何かと繋がる、ということだと私は思っているんですね。先ほど大綱、教育大綱の中で種を育て合う、とあったじゃないですか。育て合う、の合うというのがとても大事なことで、育てるではなく、つまり育て合うには誰かと誰か、子どもと子ども、大人と子ども、大人と大人それぞれ人と人が関わっている姿が、まさに日野の学びと育ちという意味なのだと私はこの教育大綱を見て解釈をしています。

人と人が関われば、何かがそこに軋轢が生じ、トラブルが必ず生じます。それがいじめという形になったり、言葉を選ばず言えば意地悪であったり、ちょっかいであったり、様々なことがある。関わらなければいじめは起きません。

コロナのときに学校が休みだった、人と関わるなというときには、全国的にいじめは減りました。これ当たり前ですよね、関わらないから。ということは、いじめをゼロにするということは、これは非常に難しい。先ほど真野委員がこれは難しいとおっしゃったように本当に難しいし、もしかしたらゼロというのはできないのではないか、と私は思います。しかしながら、この重大事態になるような、いわゆる子どもの心を傷つけてしまう、身体を傷つけてしまうという行為が、余りにもここ10年、20年の間増えてきていることで、国が法律をつくり、私たちもこのような条例を作っていくという形になっています。

法律でいじめをしてはいけない、と明確に書いてありますが、「はいわかりました、いじめはしません」と、そんな簡単にできるものではない。では、子どもたちが関わりの中で、いろいろな関わりの中でいじめという重大事態にならないようにするにはどうしたらいいのか、もちろん答えは私も明確なものは持っておりませんが、しかし、先ほどヒントであった、いじめについて子ども自身が考える場は絶対必要だろうなと思っています。そして、考えたことを発表し、友達同士で共有する。やっぱり自分の頭で考えて価値を共有していくことが大事で、そこに大人も入って、いわゆるグループワークみたいなものを取り入れていくというのが必要だと思っています。学校では道徳とか特別活動などでそのようなことを行っている学校もありますが、なかなか時間が何時間も取れるわけではないのですが、ぜひ自分の頭で考えさせたい。

そして、先ほど幾つか皆さんがあつしゃった中で、高木委員が「他者への思いやり」とおっしゃいましたが、私はそれを例えれば優しさという言葉に変えるならば、やはり優しさというのは人には必要で、その優しさが非常に欠けてきてしまっている。欠けてきているというか本人は欠けているつもりはないけれども、あえて欠けているものがあるとするなら想像力。想像力の欠如というのが、これは子どもだけではなくて、大人にもあるんだろうなあと思います。「これをしたらどうなるのかな」「あれをしたらこんなことになってしまいのではないかな」。先ほど真野委員が鈍感な大人と言いましたけど、まさにその通り、創造力が豊かでないと、やはり先がわからなければやってしまうこともあるだろうな、そういう人間はやはり優しさがない。あと、私は強さも大事だと思うんですよ。

強さというのは、決して我慢とかそういうことの強さではなくて、例えば、辛いときに SOS を出すことができるというのも強さだし、何かあったときにそれを注意する。なかなか注意はできないですよね、人に教える、大人に知らせるそういう強さも大事。人が生きていくときにやはりその優しさと強さという、これが両方あるということが大事。これに子どもたちに私は気づかせたい。そうすると、やはり話し合いで子どもたちに考えさせるということが必要じゃないかなと思います。

教育委員会としてもできることをいろいろやってですね、子どもたちがつらい思いをしないように、そういう子どもたちが 1 人でも 2 人でも少なくなるようにして参りたいと思います。

以上です。

○ 青木副市長

それでは、市長ご意見をお願いします。

○ 市長

本日はいじめという喫緊かつ極めて重大な課題について、教育委員会の皆様と市長部局が率直に真剣に意見を交わすことができましたことに、まず心から感謝を申し上げたいと存じます。

私自身、教育委員会の皆様の現場に根差した切実な危機感とこれまで積み重ねてきた具体的な取り組みについて、改めて深く認識をいたしました。また、同時に市長部局側も、福祉、子育てといった多角的な視点からこの問題にどうコミットできるかという強い意思が今後も、ますます必要であると感じたところです。

いじめは決してなくなることのない、しかし絶対に許してはならない課題であるという認識を教育と行政が一体となって取り組むことの大切さを再認識いたしました。他市の事例を見ても、いじめの事案は解決が難しい現状と認識をしております。だからこそ、粘り強くいじめを隠さない、見過ごさない、という未然の防止に向けた強いメッセージを学校、家庭、地域全体に、発信し続ける必要があると考えております。

市では平成 20 年に子ども条例を施行し、市が行うあらゆる施策を通して子どもの権利を意識し尊重していくながら、市民の福祉を推進しております。これまで子どもを取り巻く虐待、いじめ、貧困問題などに積極的に取り組んで参りました。令和 6 年度に条例に定める子ども条例委員会「子どもオンブズパーソン」も設置をしたところです。

本日のテーマである、今後の連携でありますとこれまででは学校におけるいじめの防止対策が教育委員会を中心に実施されていましたと認識をしております。これからは意見交換がなされたように、教育委員会だけでは解決できない問題がありますので、教育委員会と市長部局が連携しながら、車の両輪となって、いじめの防止をはじめとする子どもの権利の保障、擁護の取り組みを推進して参ります。

未来を担う子どもたちの笑顔を守ることは私たち大人の最も重要な責務であります。本日の熱意ある議論をいじめ防止対策推進条例の策定を契機にしながら、市民の皆様に示していくことが大切であると感じました。

議題 1 の総合教育大綱にも子どもの権利についての文言がございます。今を生き、未来への希望もあるすべての子どもの権利の保障に向けて、子どもの自己選択、自己決定、自己実現を社会全体で後押しするとともに、子どもの力を信頼し、子どもと大人がともに社会をつくっていくまちを目指しますと掲げております。いじめはこの目指すべきまちの姿を妨げる大きな要因になります。

この気持ちを忘れずに、教育委員会の皆様、市長部局とともにいじめのない子どもたちが安心して学べる過ごせる日野市の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○ 青木副市長

他に何かございますでしょうか。

様々なご意見をいただきましたので、議題 2 については以上とさせていただきます。

最後に、3 その他について事務局よりご説明をお願いいたします。

○ 西山企画経営課長

それでは、企画経営課の方から事務連絡をさせていただきます。

今後についてでございます。総合教育会議につきましては本日の会議をもって開催ということにさせていただき、今後につきましては、緊急の案件が発生するなど、議論すべき事項があった場合にその都度ご相談の上で開催をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 青木副市長

ただいまの事務局からの説明について、またはその他全体を通してご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようでございましたら、今後につきましては、事務局からの説明の通り進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日予定しておりました議題はすべて終了いたしました。これをもって令和 7 年度第 1 回日野市総合教育会議を閉会いたします。

ありがとうございました。